

## 新型コロナウイルスの感染防止対策を定めました

平素は松本市社会福祉協議会へのご協力誠にありがとうございます。新型コロナウイルスの感染が松本保健福祉事務所管区にて確認されたことを受け、松本市社会福祉協議会では2月26日に対策本部を設置し、以下のように感染防止対策を決めました。皆さまのご協力をお願いいたします。

### 1. 基本事項

マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により感染経路を断つ取り組みを徹底すること。

### 2. 職員等の健康管理

発熱等があった場合の対応については次のとおりとします。

#### (1) 職員本人

国から示されているように、各職員は出勤前に体温を計測し、37.5度以上の発熱や呼吸器症状等がある場合には出勤しないこととする。また、過去に発熱があった場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでも同様の扱いとする。

なお、熱が継続する場合は、国が示す相談・受診の目安に従い対応する。

#### (2) ボランティア（お願い）

施設に来所等するボランティアの皆さまも職員と同様の扱いとさせていただきます。

### 3. 外部事業者（お願い）

業者の皆さまについては、施設内に入る場合、体温を計測したうえで、職員と同様の扱いとさせていただきます。

### 4. 利用者様（お願い）

#### (1) 送迎や訪問について

送迎やサービス提供前に、職員若しくは家族の方が体温を計測し、発熱が認められる場合には利用をお断りすることがありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

#### (2) 過去の発熱等について

過去に発熱があった場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでも同様の扱いとさせていただきます。

### 5. 施設の休館等について

デイサービスセンター・児童センターなどの施設内で新型コロナウイルスの感染者が確認された場合は、県や市からの要請に基づき休館、休業を行うことがあります。

## 6. 社協主催の行事について

高齢者又は基礎疾患を有する方が50名以上参加する行事等、不特定多数の方が100名以上参加する行事等、高齢の方などの濃厚接触の場となり得る行事等については、3週間延期又は中止とします。

## 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の日安

### 1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控えてください。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を計測して記録してください。

### 2. 帰国者・接触者相談センターにご相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。
  - ・風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く方  
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
  - ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が 2 日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。
  - ・高齢者
  - ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD 等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
  - ・免疫抑制剤や抗がん剤等を服用している方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときは、通常と同様に、かかりつけ医等にご相談ください。

### 3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関で受診してください。複数の医療機関で受診することはお控えください。
- 医療機関で受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスク、ティッシュ、ハンカチや袖を使って口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

### 4. 当地域の帰国者・接触者相談センター

松本保健福祉事務所 TEL. 0263-40-1939